

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表
(事業者ニーズの把握関係)

内閣府 規制改革推進室

2017年1月19日

目 次

I. 事業開始時の手続

- 02. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続 1
- 03. 定款認証手続 1
- 04. 商業登記（会社設立登記） 1～3
- 06. 国税に関する税務署への届出 3
- 07. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出 4
- 08. 社会保険に関する手続 4
- 10. 全般に関する意見 5

II. 事業継続・拡大時の手続

- 01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出等） . 6～9
- 03. 施設の安全（消防等）に関する手続 10
- 05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続 10～11
- 06. 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続（貿易管理、検疫、原産地証明など） 11～12
- 07. 港湾における手続 12
- 08. 税関に対する手続 13
- 09. 道路、河川等の利用に関する手続 14
- 10. 行政への入札・契約に関する手続 15
- 11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付 16～17
- 12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付 18～20
- 13. 社会保険に関する手続 21～23

II. 事業継続・拡大時の手続

14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税（特別徴収））	24
16. 従業員の労務管理に関する手続	24
17. 調査・統計に対する協力	25
18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続	26～30
19. 土地利用に関する手続（都市計画、農地など）	31
22. 生活環境に関する手続（駐車場、騒音対策など）	32
23. 新しく展開した（今後展開予定の）事業分野に関する手続	32
25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	33
26. 補助金の事後手続（実績等報告、確定検査等）	34
27. 全般に関する意見	35～36

III. 事業終了・承継時の手続

01. 法人の解散・清算の登記（商業登記）	37
04. 社会保険の行政窓口への届出（事業終了時）	37
05. 営業許可・認可の承継手続	38

(注) 1. 行政手続部会第3回～5回に団体等から聴取した意見（計187事項）について、事業者へのアンケートにおいて回答の選択肢とされた手続（事業開始時の手続(9)、事業継続・拡大時の手続(26)、事業終了・承継時の手続(9)）ごとに事務局が整理したもの（未定稿）。

2. 表中『No.』とは、第6回部会における整理表（資料2）における『No.』である。

3. 表中『番号』とは、各団体等が部会に提出した資料上の番号のことをいう。

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

02.その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
40	在留資格手続における英文書類	添付資料の、会社案内や事業計画書等が後刻和訳を求められることがあり、審査遅延の一因。	JETRO	3.(1).③

03.定款認証手続

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
107	電子定款の認証	電子定款の利用について公証役場の認証手続がオンラインで完結しない。	新経済連盟	3.

04.商業登記(会社設立登記)

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
29	商業登記(会社設立登記・役員関連)	役員関連の登記が煩雑すぎるので(必要書面、印鑑等)手間の掛からない形で簡略化してほしい。	新経済連盟	3.
30	商業登記(会社設立登記)の書類(海外の役員関連)	海外の役員関連の手続きを簡略化してほしい(特に添付書類)。	新経済連盟	3.
35	事業設立の手続	社印作成、定款作成・認証、登記書類作成、開業届出等手続が多い。	JETRO	3.(1).①
36	サイン証明書の取得場所	日本に住所がない外国人の場合、印鑑証明の代わりにサイン証明書が必要だが、取得できる場所が本人の国籍国が日本(日本における領事)に限定されている。	JETRO	3.(1).①
39	会社登記における英文書類	添付書類の外国の登記簿謄本・宣誓供述書等の翻訳を、登記に必要な範囲に限定してもらいたい。	JETRO	3.(1).③
46	(登記を行う上での)住民票等の取得手続	個人の住民票・印鑑登録証明書の取得。	ビズシード株式会社	I.(1).①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

04.商業登記(会社設立登記)

④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
69	商業登記(運用の統一)	担当者によって言うことが違うなどが頻繁に発生するため、運用を統一化してほしい。	新経済連盟	3.

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
74	医療法人設立	設立登記は認可庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべき。	日本行政書士会連合会	I.(1).①
75	特定非営利活動法人設立	設立登記は認証庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべき。	日本行政書士会連合会	I.(1).②
93	会社設立の際の手続・届出	会社設立時の定款認証、登記、税務、労働保険などの手続・届出などがそれぞれ必要。	新経済連盟	3.

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
133	会社登記に係る電子申請	会社登記について、オンライン申請が可能であるものの、専用ソフトウェアのダウンロードや電子署名を取得する必要があるなど、利便性が低い。	JETRO	3.(1).②

⑨手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
143	登記簿謄本取得に係る所要時間	登記簿謄本の取得が1回目のみ時間かかる。1週間程度。立ち上げで急いでいるときには負担。	ビズシード株式会社	I.(1).①
144	登記手続きに係る所要時間	法務局に通うのが時間がかかる。	ビズシード株式会社	I.(1).①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

04. 商業登記(会社設立登記)

⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
170	日本における非居住者の銀行開設	外国法人や日本に居住していない代表者が、資本金払込のために必要な日本国内の銀行口座の開設が困難。	JETRO	3. (1). ①

06. 国税に関する税務署への届出

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
47	税務手続	税務署への届出。	ビズシード株式会社	I. (1). ②

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
76	事業開始届出 (「07. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への提出」にも該当)	国税と地方税の事業開始届出の記載内容はほぼ同一である。記載内容を統一し同時提出ができるようにしてほしい。	日本税理士会連合会	I. (1). ①
91	税務手続きにおける複数窓口への届出及び記載内容の重複 (「07. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への提出」にも該当)	<p>【個人事業主の場合】</p> <p>①『個人事業の開業・廃業等届出書』を所轄税務署に、 ②『事業開始等申告書』を地方自治体の税務所に提出することとなり、それぞれの窓口に出向いて届け出ることとなっていることに加え、記載内容も重複しているところが多く、手間がかかる。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>『法人設立届出書』については、一部の自治体では国税と統一様式となっているが、依然として国税と地方税で異なる届出書になっているところもあり、手間がかかる。</p> <p>また、届出先がそれぞれの窓口となっていることや、添付書類についても統一化されておらず、事業者にとって負担である。</p>	全国商工会連合会	I. (1). ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

07. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
76	事業開始届出 (「06.国税に関する税務署への届出」にも該当)	国税と地方税の事業開始届出の記載内容はほぼ同一である。記載内容を統一し同時提出ができるようにしてほしい。	日本税理士会連合会	I.(1).①
91	税務手続きにおける複数窓口への届出及び記載内容の重複 (「06.国税に関する税務署への届出」にも該当)	<p>【個人事業主の場合】</p> <p>①『個人事業の開業・廃業等届出書』を所轄税務署に、 ②『事業開始等申告書』を地方自治体の税事務所に提出することとなり、それぞれの窓口に出向いて届け出ることとなっていることに加え、記載内容も重複しているところが多く、手間がかかる。</p> <p>【法人の場合】</p> <p>『法人設立届出書』については、一部の自治体では国税と統一様式となっているが、依然として国税と地方税で異なる届出書になっているところもあり、手間がかかる。</p> <p>また、届出先がそれぞれの窓口となっていることや、添付書類についても統一化されておらず、事業者にとって負担である。</p>	全国商工会連合会	I.(1).②

08. 社会保険に関する手続

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
78	提出先及び添付書類の一元化の必要性	労働保険諸法令で事業者が義務付けられている「労働保険関係成立届」、「雇用保険適用事業所設置届」、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」等については、①所管組織(労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等)ごとに、一定の順序で提出しなければならない、②手続数分の証明書類の手配が必要となることから、手続を一元的に受け付け、各機関へ振り分けるような体制基盤の整備が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2.(1)
90	労働保険、社会保険手続きにおける複数窓口への提出及び記載内容の重複	<p>①『保険関係成立届』を所轄の労働基準監督署に、 ②『雇用保険適用事業所設置届』を所轄の公共職業安定所に、 ③『健康保険・厚生年金保険新規適用届』を管轄の年金事務所に提出することとなり、それぞれの窓口に出向いて届け出ることとなっているため、事業者にとって負担である。</p> <p>また、『保険関係成立届』と『雇用保険適用事業所設置届』は、記載内容が重複しており二度手間になっている。</p>	全国商工会連合会	I.(1).①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

I. 事業開始時の手続

10. 全般に関する意見

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
114	起業に優しい行政手続の徹底(オンライン化)	「開業ワンストップセンター」は国家戦略特区等で行われているが、それをオンライン化する。	新経済連盟	5.
94	起業に優しい行政手続の徹底(ワンストップ化)	「開業ワンストップセンター」は国家戦略特区等で行われているが、全国でワンストップ化を進める。	新経済連盟	5.
176	個人事業主の創業手続	創業手続として、税務署に提出する開業届をなくし、納税開始届などの名称に変更。新たな起業登録制度を創設すべき。	株式会社あきない総合研究所	—

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
10	個別法に基づく許認可の書類負担軽減	提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)。	経済同友会	I.(1).①.①
15	営業の許認可(書類作成の負担軽減)	事務作業や社外専門家への支払等、提出書類作成のための負担が大きい。	経済同友会	I.(3).①
18	営業の許可・認可(建設業の営業許可)	建設業の営業許可申請書類(約30種類必要)を整理できないか。	日本商工会議所	6.④.①
19	営業の許可・認可(建設業の決算報告)	毎年、決算報告を建設業法に沿ったフォーマットで作成する必要があるが、確定申告等に添付する決算書類で代用できないか。	日本商工会議所	6.④.①
23	建設業法における経営検査の報告等	建設業許可に係る報告事項又は経営審査に係る決算関係書類については、税別書類だけでなく、税込み書類でも可とすべきである。 法人税を未払処理とするか、翌年度の費用計上とするかは企業毎によって違うので、当該企業の処理方法で申請可能とすべきである(決算書と違う数字を報告することとなり、手間がかかる)。	全国中小企業団体中央会	I.(2).③
24	中小企業等協同組合法における定款変更認可	同法第51条第2項の規定に基づき、定款変更の認可は全て行政庁の認可事項となっているが、申請事務負担等の軽減という観点から、軽微なものから段階的に届出制に変更していただきたい。	全国中小企業団体中央会	I.(2).⑥
28	営業の許可・認可(複合用途建物内における用途制限の緩和)	複合用途建物内における、用途制限(物販、飲食、業務(オフィス))をまたぐ用途の許可手続を簡素化してほしい(業務用途建物のエントランスで会社のグッズや飲食を販売するなど)。	新経済連盟	3.

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
55	個別法に基づく許認可の様式統一	同じ手続について自治体ごとに様式・書式が異なる。	経済同友会	I.(1).①.②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

③ 審査・判断基準が分かりにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
60	建設業法に定める業種	建物の仕上げ材のひび割れやそれを補修する工事を行っているが、建設業法に定める29業種にこうした仕上げ材のひび割れや浮きを補修する業種がない。どの業種で認可を取ればよいのか、基準等がはっきりしないこのような事業がどの業種に属するのか、明確にしていきたい。	全国中小企業団体中央会	I.(3).①

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
63	建設業許可申請手続	審査基準が分かりにくく、都道府県及び各地方整備局ごとに審査基準が異なる。なお、地方整備局、都道府県の担当者によっては、場当たりの指示や、要求の根拠が不明確な場合が見受けられる。	日本行政書士会連合会	Ⅱ.6.②
67	水道工事申請の様式統一	各市町村水道局の指定給水装置工事業者の給水工事申請に当たっての書式の統一化を要望する。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ.3
68	営業の許可・認可(基準の明確化)	自治体ごとや所管の消防・警察ごとにより、基準が異なる。	新経済連盟	3.

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
84	営業の許認可(複数の窓口)	同様の書類(情報)を、複数の組織・窓口に提出しなくてはならない。	経済同友会	I.(3).②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
101	個別法に基づく許認可のオンライン化推進	手続のオンライン化が不十分(組織によってはオンライン化されていない、添付書類を紙・CD等で別途提出することが必要等)。	経済同友会	I.(1).①.③
106	水道工事申請の電子申請	給水装置や宅内の配管は施主の持ち物なので、工事を行う場合、施主に代わって役所へ工事の申請を行い、申請が下りれば工事を行い、工事内容・使用材料・工事写真等を添付し竣工届を提出する。 しかしながら、添付書類を含めその都度役所へ出向き、不足資料・質問等があれば持ち帰り、再度提出に訪れることになる。添付書類を含めて電子申請できるようにして頂きたい。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ.2.②

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
127	水道工事申請における情報のID使用閲覧	水道工事を行う上で、役所に対し給水装置工事の申請を行う必要があるが、その前に施主宅の現在の配管の状況等を確認するために役所へ出向き、IDを使用して情報の閲覧を行う。しかしながら、各業者は役所から与えられたIDで役所にあるPCでしか情報を閲覧することができない。これでは非効率なので、主要管路だけでも外部PCからでも閲覧できるようにしていただきたい。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ.2.①

⑨手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
139	個別法に基づく許認可に要する期間が長い	手続に要する期間(処理期間)が長い。	経済同友会	I.(1).①.④
141	貨物自動車運送事業における許認可事案の標準処理期間の実効性	貨物自動車運送事業法等に係る許認可事案については、行政手続法第6条の規定に基づき、標準処理期間が設けられている。 たとえば一般貨物自動車運送事業の経営許可申請(新規)では3~4か月、事業計画変更認可申請では1~2か月となっているが、昨今、前者の許可申請の中には6か月を超えるものや、後者の認可申請では約3か月要しているものも見受けられることから、標準処理期間内の処理を要望する。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ.5

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)

⑪ 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
146	建設業許可申請手続	許可申請書受理から許可日又は、審査終了日までの期間が事前に示されていない。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 6. ①
147	個別法に基づく許認可の進捗状況の明確化	申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない。	経済同友会	I. (1). ①. ⑤

⑫ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
163	運送業許可開発許可	市街化調整区域内の事務所でも開発許可が得られるようにする等、運送業の許可取得を容易にできるような方策を検討する必要がある。	日本行政書士会連合会	I. (1). ③
167	市街化調整区域における営業所等の認可	現在、貨物自動車運送事業者が市街化調整区域に、営業所や休憩睡眠施設(以下「営業所等」という。)を設置することは、法的に認められていない。車庫は市街化調整区域に設置することが認められているため、数多くの事業者が地価の低い市街化調整区域に車庫を設け、そこから離れた市街化区域に営業所等を設置している。 本来であれば営業所等と車庫は隣接していることが、適正な運送事業を遂行する上で望ましい。営業所等と車庫が離れていることは運送事業者にとって不合理であるばかりでなく、点呼の未実施など法令違反につながる。 一方で、特別積み合わせ事業者には市街化調整区域に営業所等の設置が認められており、同じ貨物自動車運送事業者であるのに、著しく不公平である。 よって、特別積み合わせ事業者以外の貨物自動車運送事業者にも、市街化調整区域への営業所等の設置を認めていただきたい。	全国中小企業団体中央会	I. (1). ①
173	建設業許可に関する規則の硬直性	役員のうち最低1名が、許可を受けようとしている建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有することが求められており、人事配置上、大きな制約となっている。	JETRO	3. (1). ⑥

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

03. 施設の安全(消防等)に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
32	施設の安全の届出等(簡素化)	施設の安全の届出、保健所への届出、屋外広告関連の届出について簡素化してほしい。	新経済連盟	3.

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
71	施設の安全の届出等(統一運用)	管轄・担当者によって見解が異なる場合があるため、統一的な運用をしてほしい。	新経済連盟	3.

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
110	施設の安全の届出等(電子化)	施設の安全の届出、保健所への届出、屋外広告関連の届出について電子化してほしい。	新経済連盟	3.

05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
12	生活用品、食品等に関する表示	義務づけられている表記が細か過ぎる。	経済同友会	I. (2). ②
43	国際規格変更時のJIS規格への反映の迅速化	JIS規格は国際規格(IEC)をベースに、日本独自のデビエーション(修正)が付加されている。国際規格の変更のJISへの反映を迅速に行ってもらいたい。日本独自のデビエーションを解消するか、内容を英語で明確にしてほしい。	JETRO	3. (3). ①
45	食品の添加物及び酵素承認の不透明性	日本の食品の添加物及び酵素に関する認可制度は、承認されるまでの期間や必要とされる資料の予見性がなく、より迅速、かつ、より透明性を持つべきである。	JETRO	3. (3). ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

05.生活用品、食品等の安全・表示に関する手続

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
158	電気用品安全法における検査対象とその費用負担	海外からの輸入に際し、電気用品安全法(PSE)の検査が必要であるが、単価の安いLEDランプ等にまで高額な検査費用が必要なため、輸入・販売等を新たに始めようとする新規事業者の参入を結果的に阻害している。検査費用の引き下げを要望する。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ. 7

06.個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続(貿易管理、検疫、原産地証明など)

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
11	製品の輸出入に関する規格・基準の調和推進	各国で規格・基準等が異なるため、市場ごとに製品のスペックを変える必要が生じ、上市までに半年超のリードタイムと各種認証(含:工場監査等)の取得・更新を要する。	経済同友会	I. (2). ①. ①②
44	輸出入における他法令手続の相互承認・制度の構築	輸出で13個、輸入で29個の法律(他法令)が関係し、これらの法令に規定する許認可、検査の終了、条件の具備等を税関で証明しなければ輸出入が許可されない。日本は規制作りにおいて、成分や基準等で諸外国との互換性に乏しい。今後、輸出国当局で一旦許可がなされた製品に対して、日本でもそのまま適用される相互承認制度の構築が必要である。	JETRO	3. (3). ①

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
117	輸出入の他法令許認可申請から取得までのオンライン化、NACCSへの統合	薬事などの許認可申請や取得がオンライン化されていなかったり、NACCSに統合されていないものがある。	JETRO	3. (1). ④

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

06. 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続(貿易管理、検疫、原産地証明など)

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
134	特定原産地証明書の発給に係る電子申請	特定原産地証明書の発給及び受領は全国25カ所の発給申請商工会議所に限られている。オンライン申請できるが、受領は窓口か郵送のみ。全国には515の商工会議所があり、最寄りの商工会議所での受領あるいは電子受領が可能になれば効率化となる。	JETRO	3. (1). ②

⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
171	輸入割当・関税割当	輸入割当は水産物とモンリオール議定書附属書に定めるオゾン層破壊物質等のみである一方、関税割当については、農産品を中心に依然多くの品目が残し、加えて経済連携協定ごとの関税割当制度もあり複雑かつ煩雑。	JETRO	3. (1). ⑤
175	Back-to-Back原産地証明発行機関の不在	日本ではEPAに基づく特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所だが、日本において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であることを理由に、Back-to-Back原産地証明書を発給していない。このため日本ではBack-to-Back原産地証明書の発給機関が不在となっている。	JETRO	3. (2). ②

07. 港湾における手続

⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
142	入港・搬入から輸入許可までの総所要時間	総所要時間は、海上貨物・航空貨物ともに短縮されているが、入港、搬入に改善の余地あり。	JETRO	3. (1). ①

⑬ 手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
161	高い港湾・空港料金	港では、入港料、岸壁使用料、係船浮標使用料、荷役機械使用料、とん税、特別とん税、水先料、通船料金、綱取放料金、曳船料金等、空港でも、着陸料、停留料、施設使用料等が発生する。港湾は常に混雑しており、航空機の運行時間には制限がある。	JETRO	3. (2). ①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

08.税関に対する手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
38	税関の書類手続、税関検査	必要となる他法令の許認可も得ていて輸入上問題はなく、関税率も決まっているのにHSコードの分類の税関との協議に時間がかかり、輸入開始や通関手続きが遅延することがある。	JETRO	3.(1).①
41	主要な貿易書類以外の英文書類	貿易書類以外の確認資料(例:HSコードの事前教示関係資料)は和訳が求められることがあり、輸出入者の大きな負担となっている。せめて英語のまま受理されれば効率化につながる。	JETRO	3.(1).③
42	通関に関する規制の硬直性	HSコードについて、他国では一つのシリーズの商品として申告し、全て同様の分類として認められているものでも、日本ではサイズによって別のHSコードを使用するように判断されることがある。様々な商品をセットにしたギフトも、海外では一つのHSコードでよいが、日本では商品ごとにHSコードを使用するように指導される。	JETRO	3.(1).⑥

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
135	貿易管理のオンライン化	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告を電子化したシステムであるNACCS貿易管理サブシステムは、ペーパーレス化によるコスト削減にも資するがまだ普及しているとはいえない。	JETRO	3.(1).②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

09.道路、河川等の利用に関する手続

①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
1	河川保全区域における行為の制限	土木工事を行う際に、断面図の提出が必ず求められる。断面図を作成するために現況測量が必要となる。測量費や図面作成にかかる費用が場合によっては工事規模を大きく上回ることもある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 2. ①

④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
61	特殊車両通行許可申請	同一諸元の車両を同一路の通行許可で申請した場合、通行可の場合と不可の場合がある。また、通行の条件が異なる場合がある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 1. ②

⑨手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
136	特殊車両通行許可申請	標準処理期間は定められているが、収録道路を通行する場合のみ。未収録道路を通行する場合、許可までに3~4ヶ月を要しているのが現状。未収録道路を通行しないケースはほとんどなく、標準処理期間は有名無実化。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 1. ①
137	河川保全区域における行為の制限	標準処理期間は定められているが、許可までに3ヶ月以上要している場合がある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 2. ②
138	道路内民地	一般国民が所有する敷地前面に道路内民地が存しており、そのため、境界確定その他の手続きに時間がかかり、売買時期を逸してしまったことがある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 5. ①

⑩申請を受理してもらえない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
145	特殊車両通行許可申請	電子申請での軽微な不備が差し戻しとなることもある。補正を求めるのか、差し戻しなのかは基準があるべき。多数の路線の中の1路線が通行不可で迂回指示等の場合、差し戻しすることは行政手続上問題。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 1. ③

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

10. 行政への入札・契約に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
14	行政への入札・契約に関する手続(書類作成等の負担軽減)	事務作業や社外専門家への支払等、提出書類作成のための負担が大きい。	経済同友会	I.(2).④.①

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
56	行政への入札・契約に関する手続(自治体ごとに異なる様式・書式等)	同じ手続について自治体ごとに様式・書式が異なったり、根拠不明の資料提出を求められる。	経済同友会	I.(2).④.②
57	公共調達(入札参加資格書類)	入札参加資格書類が煩雑かつ自治体ごとにバラバラである。	日本商工会議所	6.⑤.②

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
65	行政への入札・契約に関する手続(審査・判断基準)	同じ手続について窓口・担当者により審査・判断基準の異なるケースがある。	経済同友会	I.(2).④.③

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
152	公共調達(行政機関からの呼び出し)	入札～落札後に至るまで何度も呼び出される。	日本商工会議所	6.⑤.①

⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
169	官公需の管轄内発注	官公需発注における国等の機関は、(管轄内という一括発注ではなく)各都道府県エリアの出先機関毎に発注できるよう改めていただきたい。	全国中小企業団体中央会	I.(2).④

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
3	税務調査における事前通知の書面化	税務調査の事前通知は、財務省の事務運営指針において「電話等により」行うこととされており、電話で行われることが一般的だが、通知事項が多岐にわたることから、納税者及び税理士における聞き取り・メモ等の負担が大きい。	日本税理士会連合会	I.(2).②
16	税務申告に必要な資料	申告に必要な資料が多い。また、提出資料一式を2~3セット揃える必要があるが削減できないか。	日本商工会議所	6.①.①
31	国税・地方税の手続の期限の長期化 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	申告期限について、厳格な税制を創設し、多数の書類の作成が要請されているに於いては申告書の提出期限が短すぎる。米国並み(9か月弱延長可能)の余裕を持った申告期限としてほしい。	新経済連盟	3.
37	納税に関する項目と所要時間 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	納税項目、所要時間が多い(納税項目:日本14項目、香港3項目/所要時間:日本175時間、ルクセンブルク55時間)。	JETRO	3.(1).①

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
59	国税と地方税の届出の様式 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	国、地方が提供するフォームが別個に設定され、煩雑。	新経済連盟	3.

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
77	e-TaxとeLTAXの窓口一本化 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	法定調書について、例えば源泉徴収票と給与支払報告書のように、ほぼ同じ事項が記載された書類を国税当局・地方税当局それぞれに提出しなければならない、煩雑。e-Tax とeLTAX の窓口を一本化することにより、一度の送信で情報連携が図られるようにすべき。	日本税理士会連合会	I.(2).⑥
85	税務申告のワンストップ化 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	国税と地方税の申告先をワンストップ化できないか。	日本商工会議所	6.①.①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
112	e-Taxの添付書類の電子化	e-Taxで、添付書類が電子データで提出できるものが限定されている。	新経済連盟	3.

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
121	ダイレクト納付の利便性向上 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	滞納防止・徴税コスト削減のため、ダイレクト納付の普及を推進する必要がある、そのためには、例えば、① 振込元を複数登録し、納税の都度選択できるようにする。 ② 引落日の指定がある場合に、当日残高不足だったときは、直後の入金により対処できるよう、同日中に再度引落日指図を行う等の対応を行う。のような利便性向上を図るべきである。	日本税理士会連合会	I.(2).⑤
126	電子申告システムの一本化 (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)がそれぞれ別システムで不便。一本化できないか。また、eLTAXを始める際、自治体を複数選択することができない。	日本商工会議所	6.①.②

⑫手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
153	税務(国税と地方税の届出提出) (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	現状、国・地方合わせて複数種類の届出書が求められているが、どの届出をいつまでに行えば良いのか分かりにくい。	新経済連盟	3.

⑮書類の保管等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
177	国税関係書類のスキャナ保存	適時性や改ざんの検証のためにスキャナ等によって保存されたデータにはタイムスタンプを付すことになっているが、コストがかかり過ぎるためタイムスタンプ以外に電子署名による認証を認めて欲しい。	日本税理士会連合会	I.(2).①
179	税務申告関連書類の電子化	税務申告や税務調査の電子化を進めるためには、スキャナ保存制度の活用やデジタルレシートの普及が必要。	新経済連盟	3.

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
31	国税・地方税の手続の期限の長期化 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	申告期限について、厳格な税制を創設し、多数の書類の作成が要請されているに しては申告書の提出期限が短すぎる。米国並み(9か月弱延長可能)の余裕を持った 申告期限としてほしい。	新経済連盟	3.
37	納税に関する項目と所要時間 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	納税項目、所要時間が多い(納税項目:日本14項目、香港3項目/所要時間:日本 175時間、ルクセンブルク55時間)。	JETRO	3.(1).①

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
59	国税と地方税の届出の様式 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	国、地方が提供するフォームが別個に設定され、煩雑。	新経済連盟	3.

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
64	地方税分野におけるマイナンバーの統一的な取扱い	地方税分野における個人番号利用事務実施者は、地方公共団体の長となっている ことから、地方公共団体ごとにマイナンバーの取扱いが異なる状況を招いており、 実務上の混乱が生じている。については、地方公共団体におけるマイナンバーの取 扱い(本人確認における告示等)が統一的なものとなるような仕組みを検討すべき である。	日本税理士会連合会	I.(2).⑦

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
77	e-TaxとeLTAXの窓口一本化 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	法定調書について、例えば源泉徴収票と給与支払報告書のように、ほぼ同じ事項が記載された書類を国税当局・地方税当局それぞれに提出しなければならず、煩雑。e-TaxとeLTAXの窓口を一本化することにより、一度の送信で情報連携が図られるようにすべき。	日本税理士会連合会	I.(2).⑥
85	税務申告のワンストップ化 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	国税と地方税の申告先をワンストップ化できないか。	日本商工会議所	6.①.①

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
98	地方税の納税	地方税は、国税のようなダイレクト納付制度等がないため、銀行等の窓口に行かなければならない。	日本税理士会連合会	I.(2).③
105	軽自動車の継続検査時における軽自動車税納付手続	軽自動車以外の自動車は、平成27年4月から県と国土交通省との間がオンライン化され、納期確認が出来るようになっている。 しかしながら、軽自動車は納期証明書の添付が必要であり、仮にユーザーが証明書を紛失した場合、市町村役場に行って再発行してもらわなければならない。軽自動車以外の自動車と同じようにオンライン化によって納期確認が出来るようにしていただきたい。	全国中小企業団体中央会	II.1

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
120	eLTAX 電子申請登記供託オンラインシステム (「18.上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続」にも該当)	IE以外のブラウザでの手続きが行えない、あるいは行えないページがある。	日本税理士会連合会	I.(2).④
121	ダイレクト納付の利便性向上 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	滞納防止・徴税コスト削減のため、ダイレクト納付の普及を推進する必要がある、そのためには、例えば、① 振込元を複数登録し、納税の都度選択できるようにする。 ② 引落日の指定がある場合に、当日残高不足だったときは、直後の入金により対処できるよう、同日中に再度引落日指図を行う等の対応を行う。のような利便性向上を図るべきである。	日本税理士会連合会	I.(2).⑤
125	住民税の納付手続	住民税の納付手続に関し、Pay-easyに対応していない自治体が多いため、金融機関窓口に出向く必要があり、非効率。	経済同友会	I.(2).⑤
126	電子申告システムの一本化 (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)がそれぞれ別システムで不便。一本化できないか。また、eLTAXを始める際、自治体を複数選択することができない。	日本商工会議所	6.①.②
128	地方税の電子納付	自治体によって電子納付(ペイジーなど)に対応していないケースがある。	新経済連盟	3.

⑫手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
153	税務(国税と地方税の届出提出) (「11.国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付」にも該当)	現状、国・地方合わせて複数種類の届出書が求められているが、どの届出をいつまでに行えば良いのか分かりにくい。	新経済連盟	3.

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
162	住民税の請求時期	手続きではないが、個人の住民税が翌年に請求が来るが創業直後の無収入時期に、給与が高い時期の納税が負担。給与・納税が高い⇨能力が高い⇨成功確率が高い人を起業にチャレンジしやすくすべき。	ビズシード株式会社	I.(1).②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

13. 社会保険に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
4	常態的な手続の負担 保険料率の改定時期の統一	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、労働社会保険の保険料率の改定時期の統一による保険料算定の負担軽減が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2. (2). ①. b)
5	新たな業種への参入時における労働保険の保険料率の算定	業種によって労働保険の保険料率が異なるため、新たな業種に参入する際に事業主が適切な業種を選択し、正確な保険料の算定を行う作業が負担。	全国社会保険労務士会連合会	2. (3)
21	零細企業の労働保険・社会保険手続	従業員1名の零細企業においても労働保険・社会保険の保険料徴収手続を行うこととなっているが、小規模・零細であるほど経営者を含めて社内対応できる人材に欠け、外部委託を余儀なくされることによりコスト増要因となる。両保険手続きの簡略化、統合等による負担軽減を強く要望する。	全国中小企業団体中央会	I. (2). ①
48	社会保険等手続	社員雇用の際に社会保険、年金加入などを行うが、手続きが煩雑。社労士に任せられている。	ビズシード株式会社	I. (2). ①

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
54	常態的な手続の負担 業務災害等の手続における様式の統一	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、業務災害及び通勤災害において被災した労働者が提出する様式(受診機関ごと)の統一が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2. (2). ①. c)

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

13. 社会保険に関する手続

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
79	常態的な手続の負担 提出先及び添付書類の一元化の必要性	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、手続を一元的に受け付け、各機関へ振り分けるような体制基盤の整備が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2. (2). ①. a)
80	建設業における有期事業の一括	労働保険の適用に地域差が生じ、労働者の給付等に不利益が生じることを防ぐ観点から、建設業の有期事業における労働保険の一括申告については、地域要件(同一都道府県内又はその隣接都道府県内)の見直しが必要。	全国社会保険労務士会連合会	2. (3). ①
81	重複する社会保険の手続事務	行政・社会保険の手続をワンストップ化し、さらに情報提供ネットワークシステムとの連携により、重複申請の排除と添付書類の省略を実施すべき。	日本経済団体連合会	3. (2)
83	社会保険に関する手続(複数の窓口)	同様の書類(情報)を、複数の組織・窓口に出す必要がある。	経済同友会	I. (1). ②. ①
86	社会保険に関する書類提出のワンストップ化	労働保険の保険関係成立届等を労基署に、雇用保険適用事業所設置届等をハローワークに、健康保険・厚生年金保険新規適用届等を年金事務所にと、3か所に提出しに行く必要があるがワンストップ化できないか。	日本商工会議所	6. ②. ①
92	労働保険、社会保険手続きにおける複数窓口への届出	従業員を新規雇用した場合、 ①雇用保険の取得手続:『雇用保険被保険者資格取得届』は公共職業安定所に、 ②社会保険の取得手続:『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』は年金事務所に 届け出ることとなっており、従業員を1名雇うだけで、出先機関の違いにより二度手間となっている。	全国商工会連合会	I. (3). ①

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
102	社会保険に関する手続(オンライン化)	手続のオンライン化が不十分(組織によってはオンライン化されていない、添付書類を紙・CD等で別途提出することが必要等)。	経済同友会	I. (1). ②. ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

13. 社会保険に関する手続

⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
122	電子申請のメリット確保	受付窓口の事務処理において、電子申請よりも紙による申請の方が優先されている実態があることから、①マイナンバーカードを活用した認証プラットフォームの構築による電子申請の利便性の向上(紙による申請にはない電子申請のメリットを作り出すこと)に加え、②窓口の事務処理体制の改善により、紙での申請より電子申請を優先する仕組みの構築が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2.(2).②

⑩手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
150	海外派遣労働者の特別加入	未加入により労働者に不利益が生じることを防ぐ観点から、海外に労働者を派遣する際に必要な労災保険の特別加入の手続の簡便化及び制度の周知が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2.(3).②
151	社会保険(雇用関係)の助成金の整理	利用できる助成金の種類が多くどれが利用可能かわかりづらい。整理できないか。	日本商工会議所	6.②.②

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
156	保険料負担の公平性の確保	平成28年4月から健康保険・船員保険の標準報酬月額の上限が改定されるとともに、累計標準賞与額の上限が変更されたところである。国の社会保障財源が不足するなか、公平性を確保する観点から、標準報酬月額の上限を撤廃し、高額所得者に関しては、その所得に応じた保険料を徴収する一方で、保険給付の際には一定の制限を設けることにより、将来の社会保障に向けた安定的な財源を確保することができると思われる。	全国社会保険労務士会連合会	2.(2).③

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

14. 従業員の納税に係る事務(所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税(特別徴収))

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
100	行政－企業間手続の電子化義務	自治体から企業への地方税の特別徴収税額決定・変更通知の電子送付を義務化することで、事業者の事務作業の手間を省くべき。	日本経済団体連合会	3.(1)
108	従業員の特別徴収手続の電子化	従業員の特別徴収にかかる手続について、給与報告書や金額通知等の電子化が認められていない。	新経済連盟	3.

16. 従業員の労務管理に関する手続

④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
70	労務管理に関する手続書類	労働局、ハローワークに手続書類を提出する際、都道府県ごとに必要書類や見解が異なることがある。	新経済連盟	3.

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
109	派遣・職業紹介の変更手続	派遣、職業紹介の変更手続では、現在は書面にて、訪問もしくは郵送対応になっており、オンライン申請ができない。	新経済連盟	3.

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

17. 調査・統計に対する協力

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
13	調査・統計への協力(作業負担)	作業負担が大きい。	経済同友会	I.(2).③.①
33	エネルギー利用状況の報告	エネルギー利用状況の報告など、そもそも負荷が高く、全体の把握ができていないのか疑問。地方自治体と中央省庁で1つにしてほしい。	新経済連盟	3.

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
103	調査・統計への協力(オンライン回答)	オンラインで回答できないものがある。	経済同友会	I.(2).③.②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
8	登記申請時における添付書面の簡素化 (商業登記における「株主リスト」の様式)	(「株主リスト」は、一定の様式が定められているが、おそらく企業に株主リストと同様の内容を記載した既存の書類で代用することができないか)。	日本司法書士会連合会	3. (2)
9	中古住宅における物件取得前の住宅用家屋証明書の発行	(居住用であるのが明らかな売買契約書がある(売買契約が成立している)ものについては、事前に住宅用家屋証明書が発行されれば、当日の登記申請の負担が軽減する)。	日本司法書士会連合会	5.
25	中小企業等協同組合における代表理事変更登記に係る書面	組合の代表理事変更登記は、理事会の議事録に全理事の個人実印と印鑑証明を要求されるが、手続が非常に煩雑であることから、変更する代表権者の個人実印と印鑑証明のみにして、手続を簡素化していただきたい。	全国中小企業団体中央会	I. (2). ⑦
34	電子証明書の取得(再取得)	さらに、登記事項の変更があるとその都度、電子証明書の再取得が必要になる。	新経済連盟	3.

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
53	在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請	本局では総頁数8ページの様式を求められるのに対して、同局出張所では総頁数18ページの様式を求められている。	日本行政書士会連合会	I. (1). ④

⑤ 要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
73	登記申請時における添付書面の簡素化 (固定資産税評価額の確認書類の原本提出)	(不動産登記の登録免許税は、固定資産税評価額を基に決定されているが、不動産登記申請時に固定資産税の評価額証明書の原本又はコピーの添付を求められることがある。しかし、この書類の添付については、法令等に定められていない)。	日本司法書士会連合会	3. (1)

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
97	文化庁著作権登録制度	登録手続については、FAXや郵送での方法だけでは国民にとって負担となりうるため、電子申請も可能とすることで国民の利便性が向上する。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 7. ③
99	登記申請の完全オンライン化の実現 全ての添付書類のPDFによる送付	登記のオンライン申請は、申請書の部分のみがオンライン化されており、必要な添付書類は書留で法務局に郵送しなければならないことから、登記原因証明情報を含む全ての添付書類のPDFで送付できるようにすることで、登記申請がオンラインのみで完結するようになることが必要。	日本司法書士会連合会	1. (1)
111	電子証明書の取得(手続の完全オンライン化)	法人が行政のオンライン手続を利用する際には電子証明書の取得が必要になるが、発行申請から取得までの手続もオンライン上で完結されない(本人確認手続のために出向くなど)。	新経済連盟	3.
115	法人関連情報API群の開放	法務局の電子証明書のオンライン完結取得/起業支援の観点からの更新、取得費用の検討 or 法人認証を可能にする方法の検討。	新経済連盟	5.
116	在留資格手続に係る電子申請	在留資格の認定取得や更新手続がオンライン化されておらず、窓口に出向いて申請手続をしなければならない。申請から認定までに時間がかかる。	JETRO	3. (1). ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
118	電子申請の利便性の向上	最近インターネット登記情報提供サービスで事務所にいながらこれらを確認できるようになったが、夜間や休日にはサービスが提供されない。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 8. ①
119	電子申請の利便性の向上	登記事項証明書等のオンライン請求について、オンラインで請求するくらいなら直接法務局に出向いたほうが早いという状況は改善すべき。利用者自身によるプリントアウト、コンビニ交付、電子データでの交付など、利便性を高める交付方法に関し、更なる検討が必要。行政書士法の順守についても配慮する必要がある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 8. ②
120	eLTAX 電子申請登記供託オンラインシステム (「12.地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付」にも該当)	IE以外のブラウザでの手続きが行えない、あるいは行えないページがある。	日本税理士会連合会	I. (2). ④
123	登記申請の完全オンライン化の実現 複数の登記申請に係る登録免許税の一括納付	登記のオンライン申請においては、1件1件の申請毎に納付手続をしなければならない、すなわち、(申請画面から「納付」ボタンを押すと、銀行のページに繋がる画面遷移になっているため、)1件ごとに納付した後、次の申請を行うために再度ログインしなおさなければならないことから、複数の登記申請について、登録免許税を一括で納付できるようにすることが必要。	日本司法書士会連合会	1. (2)
124	登記申請の完全オンライン化の実現 登録免許税のペイジー以外の方法による電子的決済	(登録免許税の納付には、ペイジーが活用されているが、ペイジーでは、一般的に、インターネットバンキングにアクセスした上で、支払いに使う番号(収納機関番号等)の入力が必要であることから、)例えば、クレジットカード決済のように、番号を入力するだけで口座から引き落とされるような仕組みにするなど、決済の手続をより簡便なものとしてほしい。	日本司法書士会連合会	1. (3)

⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
140	商業団地や工業団地の高度化融資手続に係る書類作成	高度化制度は、長期低金利(固定)や事業税非課税等のメリットがある反面、 ①都道府県の貸出については、予算計上の関係から借入れまでの時間を要する。 ②都道府県・中小機構の診断業務が長時間に及び、かつ必要書類も多い。 など、手続に時間がかかることから、その改善を要望する。	全国中小企業団体中央会	I. (2). ⑤

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
148	公共測量の成果	公共測量の成果(官民境界)について、実施した部署のみが保管しており、他部署にてその成果を利用することができない場合がある。道路拡幅により自己の所有地を提供したにもかかわらず再度多額の測量費を負担することになっている。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 4. ①
149	文化庁著作権登録制度	インターネットを利用しての著作物の題号、著作者、登録の目的、申請者、著作権者等、様々な項目で検索可能な検索サービスの提供が求められる。現状の検索項目だけでは不十分で利便性に欠ける。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 7. ④
154	関連法令の周知	手続に関する法令が変わった際のアナウンスを国・地方が連携してもっと様々な場面で行ってほしい。商業登記法や会社法の改正内容を法務省HPの隅に載せていても気がつかない。	新経済連盟	3.

⑬ 手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
155	文化庁著作権登録制度	申請費用や謄本交付費用の引き下げなどが必要である。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 7. ⑤
157	登録免許税の負担軽減	(不動産の相続登記が行われない案件があることは問題であり、不動産の相続登記時に登録免許税を減免する制度の導入により、相続登記を促進(相続登記未了不動産を減少)することが必要)。	日本司法書士会連合会	2.
159	不動産登記(登記情報閲覧)	登記情報閲覧の手続を簡素化・無料化してほしい。	新経済連盟	3.
160	電子証明書の取得(手数料)	電子証明書の発行には手数料がかかる。	新経済連盟	3.

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続

⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
164	文化庁著作権登録制度	プログラム著作物登録における創作年月日登録のように、「著作物そのもの」の登録ができるように法改正すべきと考える。登録制度がないために、公表年月日登録といった方法で代替申請する負担を強いられている。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 7. ①
165	文化庁著作権登録制度	ライセンス契約における対抗要件付与のための著作物利用権設定登録制度もライセンスー保護のために必要である。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 7. ②
166	住民票及び戸籍附票の除票の保存年限の延長	(相続登記の手続では、相続人調査を必要とすることがあるが、現状、住民票及び戸籍附票の除票の保存年限は5年程度であるため、過去に遡って調査をすることが困難である)。	日本司法書士会連合会	4.
168	第二種免許取得要件の緩和	タクシー乗務員の高齢化・人手不足が深刻となっていることから、第二種免許取得要件(現行: 第一種免許取得から3年経過、年齢21歳以上)の緩和を要望する。	全国中小企業団体中央会	I. (1). ②
172	在留資格手続に関する規則の硬直性	帯同者に関する在留資格の要件が厳しいため、外国人材を日本に呼び込みにくい。(例: 配偶者の就労が週28時間以内に制限。メイド、ベビーシッターのビザ取得ができない)。	JETRO	3. (1). ⑥
174	入国管理行政に関する規制の硬直性	現行の入管法・行政では、現地拠点の有無にかかわらず、日本のサービス産業企業が現地スタッフ用に新たに自社でビザを取り、日本の店舗で雇用または研修させるのが困難な状況。	JETRO	3. (1). ⑥

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

19. 土地利用に関する手続(都市計画、農地など)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
26	大規模小売店舗立地法に係る環境調査の届出等	騒音、交通、廃棄物等に係る調査が必要となるが、出店者が独自の調査、届出が行えるものではなく、専門業者等への外注が必要であり、共同店舗組合等にとっては、変更届等に係るコスト負担が増加している状況である。届出書に添付する資料も多岐に亘り煩雑であることから、調査方法、手続等を簡素化していただきたい。	全国中小企業団体中央会	I. (3). ②

② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
58	都市計画等における地方自治体での独自基準	地方の中小都市においては、都市計画等々の様々な手続において、国の規制を超える、強い規制が自治体独自の条例等において実施されている。 例1. (国)2/3 以上の同意が必要(市)80%以上の同意が必要(多くの制度での実態) 例2. 国が廃止したアーケード設置基準(昭和30年代施行)が、そのまま適用されている。(既に時代に合っていない規制である。) 例3. 道路施行令において、幅3.5m以上の歩道がなければ、街路樹等の設置は出来ない。 例4. 無電柱化の1つの方法としての、軒下受電(建物上の変圧器)の実施(前例がないとのこと。) 例5. 都心居住促進用マンションに関する容積率の変更。(都市計画は収支ではない。)投資効率の向上なしに民間投資の増大はあり得ない。 地方分権とは言うものの、自治体は元の厳しい基準、または更に厳しい基準を設けて、民間の自由度を束縛している。	全国中小企業団体中央会	Ⅱ. 6

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
62	農地法の審査基準・条件基準	農振法において農地法の転用手続きで求めている隣地の承諾について、確認書など書類の名称を変更して求めることにより負担となっている場合がある。また、農地区分が曖昧であり、判断に相違が生じる場合がある。	日本行政書士会連合会	Ⅱ. 3. ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

22. 生活環境に関する手続(駐車場、騒音対策など)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
26	大規模小売店舗立地法に係る環境調査の届出等	騒音、交通、廃棄物等に係る調査が必要となるが、出店者が独自の調査、届出が行えるものではなく、専門業者等への外注が必要であり、共同店舗組合等にとっては、変更届等に係るコスト負担が増加している状況である。届出書に添付する資料も多岐に亘り煩雑であることから、調査方法、手続等を簡素化していただきたい。	全国中小企業団体中央会	I.(3).②

23. 新しく展開した(今後展開予定の)事業分野に関する手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
50	事業拡大時の本店移転、支店出店費用	ビズシードでは創業1年で拡大のため本社移転、創業1年半以内に、セブ・大阪・福岡に支店展開をした。 移転後1か月以内に届け出を出す必要があり、移転登記は司法書士に依頼し特に手間は感じなかった。ただし、中央区銀座京橋エリアは保証金が高く、移転に伴う費用がかさむ中での登記費用の出費は軽減されると良いと思った。 支店の拡大や本店の移転は、外部から見ると拡大して景気が良いように見えるが、資本の蓄積が進んでいないベンチャーにおいては、実際は業容拡大とキャッシュフローが一致しない(投資→拡大→売上→入金)ため、内情としては意外に苦しいケースがある。海外支社設置は相応に手間はかかったが、JETROを情報収集で活用したほか、現地の弁護士(フィリピン)は費用が安いので良い弁護士が見つければリーズナブルに済む。但し、日本と比較して弁護士の品質にばらつきが激しく、1回弁護士を交代している。日本側の役所の対応での不都合は特に感じなかった。	ビズシード株式会社	I.(3).①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
17	社会保険(雇用関係)の助成金に関する提出書類の簡素化	ある助成金では、従業員一人一人の教育計画や、効果確認のための報告書、評価シート等を提出しなければならないが、簡素化できるのではないか。	日本商工会議所	6. ②. ②
49	補助金等申請に係る書類作成	補助金の申請も書くべき書類が多く、入金サイクルが1年後だったりする(融資の担保にはなる)。書類の作成、不備の補完や提出などの手間が膨大にかかる。	ビズシード株式会社	1. (2). ②
51	商標取得における助成金申請の書類作成	国際商標取得の際は、助成金を活用したが、手続き書類が多かった。	ビズシード株式会社	1. (2). ②

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
72	補助金の支給や返還	支給や返還に関する考え方が窓口となる行政によって異なっている。	新経済連盟	3.

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
87	補助金の記載内容の重複	「事業計画書」と「交付申請書」の記載内容が重複している部分があり、簡素化できないか。	日本商工会議所	6. ③. ①

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

26. 補助金の事後手続(実績等報告、確定検査等)

⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
88	補助金の状況報告義務	一部の補助金にある、補助事業終了後5年間、毎年の事業成果報告が負担。	日本商工会議所	6. ③. ②

⑤ 書類の保管等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
178	補助金の書類の保管義務	補助事業終了後、実績報告書の5年間保存義務が負担。	日本商工会議所	6. ③. ②

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

27. 全般に関する意見

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
180	規制・行政手続負担軽減(コスト削減に向けた)視点全般	行政手続のプロセスに共通する事業者目線での問題意識や課題を抽出し、横串を通して解決を図る施策を講じる必要性。	日本経済団体連合会	2. (1)
181	規制・行政手続負担軽減のあり方	コスト削減の数値目標を設定する際には、事業者側のコストが下がること、事業者側が負担軽減を実感できる成果を目指すべき。	日本経済団体連合会	2. (2)
182	規制・行政手続負担軽減の重点分野	事業者側は「税・社会保障」の手続の簡素化に特に期待。マイナンバー制度の活用拡大による生産性向上の恩恵を受ける事業者は多い。	日本経済団体連合会	2. (3)
183	事業者目線での規制・行政手続の簡素化・標準化・透明化	分野を問わず取り組み、申請する事業者側と国・自治体側の双方の負担を軽減。	日本経済団体連合会	4. (1). ①
184	事業者目線での規制・行政手続の簡素化・標準化・透明化	既存の行政手続自体の見直しを含めた業務改革(BPR)を行い、国民・事業者への透明性確保や負担軽減の視点が不可欠。	日本経済団体連合会	4. (1). ②
82	横串を通じた改革にはITの活用が不可欠	わが国では、マイナンバー制度の導入により、行政機関間の情報連携を可能とする技術的基盤が構築されたところであり、積極的に有効活用すべき。	日本経済団体連合会	4. (2). ②
185	横串を通じた改革にはITの活用が不可欠	国・地方を通じた行政手続すべてを対象とした横串を通す改革につなげる視点が必要。	日本経済団体連合会	4. (2). ③
186	横串を通じた改革にはITの活用が不可欠	具体的には、例えば次の原則を法的な基本原則に位置づけることを、行政手続部会の検討対象とすべき。 ①電子化文書の前提 ②行政へ出向かず申請可能な環境整備 ③電子署名による電子文書送受信の原則 ④行政情報の共同利用の原則 ⑤G to C、G to Bのプッシュ型情報提供の原則 (申請主義から情報提供型への転換) ⑥行政組織のデータ共有・利活用の原則 ⑦重複投資禁止と標準化促進 ⑧成果の評価と公開の義務化	日本経済団体連合会	4. (2). ④
89	マイナンバーの徹底活用	マイナンバーを活用して行政間で情報連携できれば、資料の取り寄せ等に係る手間や重複書類が不要になるため、マイナンバーの普及を図り、情報連携できる範囲を拡大すべき。	日本商工会議所	7.
129	電子行政手続システムのOS	e-Tax、eLTAX、e-Gov、登記・供託オンライン申請システムなどにおいて動作環境として求められるOSが限定されている。	新経済連盟	3.

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅱ. 事業継続・拡大時の手続

27. 全般に関する意見

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
130	電子行政手続システムのAPI	行政のAPI(e-Tax/e-Gov等)が開発者に優しい仕様になっていないケースが散見される(RESTでなくSOAPになっている、モバイル版が弱い等)。	新経済連盟	3.
187	行政手続改革の分かりやすいKPIの設定	政府としてKPIを設定し、全省庁に達成を求める仕組みを構築。「世界で一番企業が活躍しやすい国」という観点からの、行政手続改革の分かりやすいKPIを設定すべき。	新経済連盟	5.
113	オンライン完結型行政手続の実現	行政手続における一部郵送などをやめ、プロセス全体をオンライン化する。	新経済連盟	5.
131	電子行政手続システムのあり方	利用する側のOS、またPC・モバイル・タブレットなどデバイスも多様化していることから、特定のOSやデバイスに限定しないシステムとする。	新経済連盟	5.
95	再徴求の禁止	国民や事業者がすでに提供した情報が最新である限り、情報の提供を再度求めないことを原則とする。	新経済連盟	5.
96	法人関連情報のポータルサイトの導入拡大	現在政府が進めている法人関連情報のポータルサイトについて、導入行政機関(国・地方)および導入対象事務を拡大し、再徴求の禁止を目指すべき。	新経済連盟	5.
132	法人関連情報API群の開放	単にワンストップ化するだけでなく、重複データを入力させないなどのUI/UX(ユーザインターフェイス/ユーザエクスペリエンス)が重要。 行政サービスとして優れたUI/UXを用意するというよりも、民間サービスの開発者が扱いやすいAPIを用意することが重要。 いずれにせよ、電子証明書の取得/維持が簡易になることは必須。	新経済連盟	5.

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅲ. 事業終了・承継時の手続

01. 法人の解散・清算の登記(商業登記)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
52	廃業手続	弊社自身ではないが、廃業の手続きが煩雑である。そのため休眠を選択するケースが多い。	ビズシード株式会社	I.(4).①

04. 社会保険の行政窓口への届出(事業終了時)

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
6	廃業の届出の際の事実確認書類	廃業の届出の際、行政機関から実際に事業が終了していることを確認できる資料等を求められるなど、事実確認への対応が負担となっている。	全国社会保険労務士会連合会	2.(4)
7	事業者の倒産による廃業時における労働社会保険手続の行政による職権処理等	事業者の倒産による廃業の場合、事業者が労働社会保険の手続を行わずに行方不明になってしまうケースもある。労働社会保険の手続が実施されないと、雇用保険等において労働者に不利益が生じることとなるため、廃業時に事業者が労働社会保険の手続を行わない場合には、行政による職権処理等の対応が必要。	全国社会保険労務士会連合会	2.(4)

「関係者からのヒアリング」の結果の整理表

Ⅲ. 事業終了・承継時の手続

05. 営業許可・認可の承継手続

① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
20	営業の許可・認可(個人飲食店の事業承継)	個人飲食店が生前に事業承継する場合、新規開業と同じ手続が必要。相続時と同じ簡易な手続にできないか。	日本商工会議所	6. ④. ②

④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
66	地位の承継(審査基準)	同じ手続について自治体・担当者ごとに求められる手続や審査・判断基準が異なる。	経済同友会	I. (4). ①

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	団体名	番号
104	地位の承継(手続のオンライン化)	手続のオンライン化が不十分(自治体によっては、届出書類をダウンロードできなかったり、オンラインのみならず郵送での提出も認められなかったりする)。	経済同友会	I. (4). ②